

平成29年度

高松市外部評価対象事業資料

○8月24日（木） 9：30～12：00

評価対象事業

- 1 男女共同参画社会推進事業
- 2 観光ボランティアガイド育成事業
- 3 観光団体育成事業
- 4 交通事故相談事業

○8月25日（金） 9：30～12：00

評価対象事業

- 5 高齢者福祉通信機器貸与等事業
- 6 高齢者住宅改造助成事業
- 7 市民農園整備事業
- 8 雨水利用施設整備事業

平成29年度（28年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	心豊かで未来を築く人を育むまち	評価担当	局名	市民政策局
	政策	男女共同参画社会の形成		課(室)名	男女共同参画推進室
	施策	男女共同参画の推進		電話番号	087-839-2275
	基本事業	男女共同参画の意識づくり		事業実施主体	市
	事務事業	男女共同参画社会推進事業		事業期間	平成28年度～平成35年度

【事業全体概要】

事業の概要	男女共同参画都市宣言（平成9年12月18日）の趣旨を踏まえ、社会のあらゆる分野に男女が共に参画し、個性豊かで充実した人生を送ることができる男女共同参画社会づくりを目指し、関係機関や関係団体と連携・協力して各種行事を実施するなど啓発活動を行う。				
29年度概要	男女共同参画週間啓発行事 男女共同参画市民フェスティバル 男女共同参画推進懇談会				
重点取組事業	市長マニフェスト	3-④	関連根拠法令	男女共同参画社会基本法	

【事業の目的】

対象（何を）	高松市民
意図（どのような状態にしたいか）	男女共同参画社会に関する理解を深める。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
① 男女共同参画週間事業の開催日数	日			5	5	5
②						

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
事業に対する満足度（アンケートなど）	%	目標値			98	98	98
		実績値			91		
成果指標① 成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 事業実施の際行ったアンケートにおいて、良かった、とても良かったと回答した割合が、目標水準をほぼ達成した。	%	目標値			98	98	98
		実績値			91		
成果指標② 成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 参加者の目標値に対して、参加者実績として8割を達成した。	人	目標値			180	180	180
		実績値			145		

【コストの推移】

指標名	単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）	平成29年度（予算）
トータルコスト	[千円]	5,023	4,485	4,456	4,307
（事業費）	[千円]	1,332	1,414	1,316	1,167
（職員人件費）	[千円]	3,691	3,071	3,140	3,140

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容	男女共同参画週間啓発行事 男女共同参画市民フェスティバル 男女共同参画推進懇談会	男女共同参画週間啓発行事 男女共同参画市民フェスティバル 男女共同参画推進懇談会	男女共同参画週間啓発行事 男女共同参画市民フェスティバル 男女共同参画推進懇談会	男女共同参画週間啓発行事 男女共同参画市民フェスティバル 男女共同参画推進懇談会
の増減理由 （増減理由）	報償費 481千円 需用費、委託料等 135千円 補助金 700千円	報償費 374千円 需用費等 93千円 補助金 700千円	報償費 374千円 需用費等 93千円 補助金 700千円	報償費 374千円 需用費等 93千円 補助金 700千円
総額	1,316	1,167	1,167	1,167
特定財源				
国				
県	304	338	338	338
市債				
他				
一般財源	1,012	829	829	829

【評価】

評価ランク (A~D)	B	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
男女共同参画社会基本法において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されている。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
啓発活動を行うことで、男女共同参画に関する意識啓発を行うことができ、男女共同参画社会の形成を促進させることができる。				
費用対効果はどうだったか。				
効果的な事業の実施に努め、来場者アンケートにおいても良好な結果を得た。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
街頭キャンペーンについて、配布方法について見直し、効率の良いキャンペーンを行った。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
市民団体と連携し、効果的な事業の実施に努める。				

男女共同参画社会推進事業 について

市民政策局 政策課

①-1 事業の必要性及び最終目標について

○ 事業の必要性

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、近年においては、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるなど、男女の人権が尊重され、かつ豊かで活力ある社会の実現が求められています。

また、少子高齢化による人口構成の大きな変化や非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性への支障など、様々な課題が生じており、これらの解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

本事業においては、市民への男女共同参画社会実現に向けた意識啓発を主として行っています。

○ 最終目標

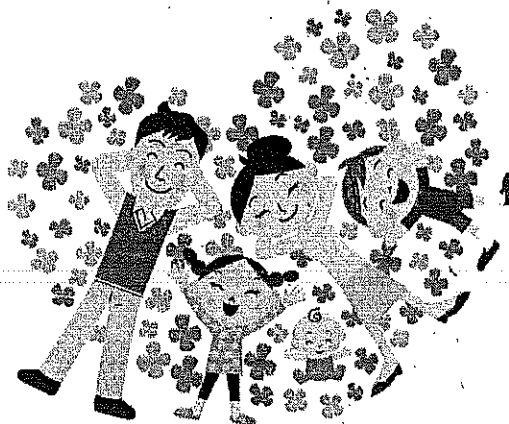
男女共同参画推進プランの基本理念に掲げる
「だれもがいきいきと自分らしく生きる

男女共同参画社会の実現」

①-3 事業の必要性及び最終目標について

○ 施策内事業一覧

- (1) 男女共同参画週間啓発行事
- (2) 男女共同参画市民フェスティバル
- (3) 男女共同参画推進懇談会の開催



②-1 事業の実態について

(1) 男女共同参画週間啓発行事

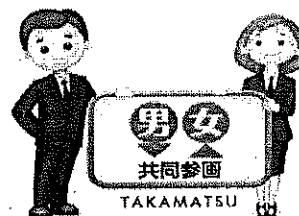
国の男女共同参画週間に合わせ、啓発事業を実施しています。

- ・男女共同参画週間啓発街頭キャンペーン
- ・弁護士による法律講座・相談
- ・男女共同参画週間記念講演会

H28 講師:坂根シルック氏

「フィンランドの平等社会とワーク・ライフ・バランス」

- ・パネル展



<周知方法>

広報たかまつ、高松市ホームページ及び高松商工会議所会報誌に掲載するほか、報道機関への情報提供や、各地区のコミュニティセンター等にチラシの設置、また、事業所への周知用ちらしの郵送等により周知を行っています。

②-2 事業の実態について

(2) 男女共同参画市民フェスティバル

女性の地位向上、男女共同参画のまちづくりなどを目的として、開催を通じて、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

開催に際しては、多くの市民活動団体等が実行委員会を設け、パネル展示やワークショップ、記念講演会など、多彩な行事を行っており、本市は実行委員会への補助を通じて開催を支援しています。

※なお、平成28年度は、新男女共同参画センターの開館記念行事を兼ねてフェスティバルを開催しました。

○開館記念講演会

講師：国谷裕子氏(キャスター)

演題：女性が活躍できる社会を目指して

(3) 男女共同参画推進懇談会の開催

民間委員から構成される懇談会の意見を、男女共同参画に関する計画策定や施策の進捗管理の参考としております。

③ 昨年度成果目標が未達成となった原因

○ 事業に対する満足度

講演会等のイベント開催時の参加者アンケートにおいて、参加して良かった又はとても良かったと回答した割合について、過去にも高い満足度を得ていたことから、より高い目標値として98%と設定していますが、概ね達成しています。

目標 98% 実績 91% 達成度 92.9%

○ 講演会等の参加人数

講演会等の参加募集については、市民・事業者を対象として広報たかまつ、高松市ホームページ、事業所への周知文送付等を行った。また手話通訳や託児を設けるなど、参加しやすい環境づくりに配慮したものの、目標達成には至りませんでした。

目標 180人 実績 145人 達成度 80.6%

④ 今後の課題と課題解決に向けた取組

○ 講演会参加者の増に向けた取組

< 課題 >

講演会参加者の増に向け、記念講演会等の効果的な周知・案内について、検討が必要と考えます。

< 取組 >

本年度から商工会議所に会報誌への掲載を依頼しており、事業所への周知について継続するとともに、来年度以降はSNS等の利用など、効果的な周知を検討してまいります。

⑤-1 (参考) 課題と課題解決に向けた取組

【他の施策取組状況】

○ 女性活躍社会実現に向けた事業所への働きかけ

< 課題 >

女性が働きやすい社会環境を実現するため、事業所に対する意識啓発を行うとともに、先進事例の周知を行う必要があると考えます。

< 取組 >

本施策とは別の施策として実施している女性の活躍促進事業において、平成28年度から女性活躍に取り組む企業の表彰を行っています。また、本年度は、これから女性活躍に取り組む他の企業人事担当者向けに、昨年度表彰した企業の女性活躍の取組状況の報告を含んだセミナーを開催する予定としています。さらに、昨年度から引き続き、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するアドバイザーの派遣事業を行い、女性が働きやすい環境づくりへの支援を行ってまいります。

⑤-2 (参考)課題と課題解決に向けた取組

【他の施策取組状況】

○ 働く女性や働く意欲を持つ女性への支援

<課題>

働く女性や働く意欲を持つ女性が気軽に相談できる環境づくりが必要と考えます。

<取組>

本市における男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点である男女共同参画センターは、昨年11月にオープンした、こども未来館を中心とする施設「たかまつミライエ」6階に移転しました。

この男女共同参画センターでは、移転後、新たに女性の継続就労や再就職等をサポートする相談窓口を設置し、女性の就労支援等を行っています。

・女性のための就労相談(H28.11.25~H29.3.31)

就労につながった者 : 10人

今後とも相談を継続するとともに、関係機関との連携に努め、より多くの方へ相談窓口の存在について周知してまいります。

また、平成29年度は、香川県と連携して、出張相談会を8月5日に開催し、10月に開催する予定です。

平成29年度（28年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち	評価担当	局名	創造都市推進局
	政策	訪れたい観光・MICEの振興		課(室)名	観光交流課
	施策	観光客受入環境の整備		電話番号	087-839-2416
	基本事業	観光資源の活用と創出		事業実施主体	市
	事務事業	観光ボランティアガイド育成事業		事業期間	平成28年度～平成35年度

【事業全体概要】

事業の概要	本市を訪れる観光客に、高松の歴史・文化・自然及び物産等の豊かな魅力を紹介する観光ボランティアガイドを育成し、本市の観光振興に資するもの		
	29年度概要	<ul style="list-style-type: none"> 観光客に対する観光ガイド 新人研修会 既会員へのガイドスキル向上のための研修会 	
重点取組事業		市長マニフェスト	関連根拠法令

【事業の目的】

対象（何を）	来高した（する）観光客（市民等を含む。） ※観光施設等利用者数（ただし、シンボルタワー・玉藻公園・屋島に限る。）
意図（どのような状態にしたいか）	高松を訪れた観光客に対して観光ガイドが出来るようになってもらうことで、受入態勢の充実が図れる。また、高松は良かったと思って帰っていただくことで、リピーター又は来高意識の拡大を図る。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
① 補助金交付件数	件			1	1	1
②						

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
被ガイド（観光客）数	人	目標値			13,800	13,800	13,800
		実績値			11,827		
成果指標① 成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） おおむね目標を達成できた。	(目標達成度)						(達成度) 85.7%
							29点
成果指標② 成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか）	(目標達成度)						(達成度)

【コストの推移】

指標名	単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）	平成29年度（予算）
トータルコスト	[千円]	7,434	7,710	7,871	7,843
（事業費）	[千円]	570	570	570	542
（職員人件費）	[千円]	6,864	7,140	7,301	7,301

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 観光客に対する観光ガイド 新人研修会 既会員へのガイドスキル向上のための研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客に対する観光ガイド 新人研修会 既会員へのガイドスキル向上のための研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客に対する観光ガイド 新人研修会 既会員へのガイドスキル向上のための研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客に対する観光ガイド 新人研修会 既会員へのガイドスキル向上のための研修会
積算根拠等（予算の増減理由）	補助金 570千円	補助金 542千円	補助金 542千円	補助金 542千円
総額	570	542	542	542
特定財源	国			
	県			
	市債			
	他			
一般財源	570	542	542	542

【評価】

評価ランク (A～D)	A	今後の方向性	一次評価	改善継続
			二次評価	改善継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
本市を挙げての観光・コンベンションの振興を図るためには、ボランティアガイドと相互に連携していくことは今後も重要である。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
観光客の受入態勢の充実を図る上から重要な施策である。				
費用対効果はどうだったか。				
より多くの観光客にきめ細かな観光ガイドを実施していくには、様々な研修等が引き続き必要であり、規模の縮小は考えられない。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
昨年度は目標に近いガイド件数を達成した。 今後も研修等を通じて、さらなるガイドスキルの向上を図る。 ガイドの高齢化が進んでおり、若年層ガイドの取り込みが課題である。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
ガイドの募集機会の増加を目指す。 事務局の移管を含む、体制の変更を検討する。				

観光ボランティアガイド育成事業

1 事業の必要性

○ H28. 3. 30「明日の日本を支える観光ビジョン」

【H32目標】 訪日外国人旅行者数 4,000万人

訪日外国人旅行消費額 8兆円

地方部での外国人延べ宿泊者数 7,000万人泊

日本人国内旅行消費額 21兆円

○ 本市の主要観光地の入込客数

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
全体	6,331,229	6,404,555	6,478,208	6,641,108	7,016,636
うち玉藻公園	163,772	182,759	193,600	209,789	237,405
うち屋島山上	528,825	413,320	473,369	443,737	502,798

(参考)

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
県内の外国人宿泊者数	43,090	95,830	142,710	210,470	358,360

伸び率170%(全国一位)

2 事業内容

○ 高松市観光ボランティアガイド協会 ガイド数

上段:件数 下段:人数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
玉藻公園	1,406	854	947	881	1,399
	5,984	4,283	4,610	5,647	6,582
屋島山上	871	619	858	934	950
	6,954	3,679	5,207	4,501	4,195
サンポート	108	125	35	41	80
	1,771	1,450	694	524	1,050
計	2,385	1,598	1,840	1,856	2,429
	14,709	9,412	10,511	10,672	11,827

○ 高松市観光ボランティアガイド協会 会員数

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
玉藻公園	59	55	60	55	82
屋島山上	30	25	28	21	29
サンポート	8	4	16	14	13
計	97	84	104	90	124

H28平均年齢 67.9歳

○ 高松市観光ボランティアガイド協会 事業費

(単位:円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算額	879,707	712,071	718,494	729,961	649,070
うち市補助金	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000

平成29年度（28年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち	評価担当	局名	創造都市推進局
	政策	訪れたい観光・MICEの振興		課(室)名	観光交流課
	施策	観光客受入環境の整備		電話番号	087-839-2416
	基本事業	観光資源の活用と創出	事業実施主体	市	
	事務事業	観光団体育成事業	事業期間	平成28年度～平成35年度	

【事業全体概要】

事業の概要	イベント主催者に成り得る観光協会等の団体育成を図り、地域の伝統芸能やイベントを振興することで、地域の活性化や産業の発展を支援する。 また、イベント等を開催することにより、本市及び周辺地域への交流人口の拡大を図る。				
	29年度概要	各地区観光等に寄与する団体への補助 (補助対象事業) ・観光施設の改善に関する事。 ・観光資源の調査・研究に関する事。 ・観光地の選定、開発並びに紹介、宣伝等に関する事。			
重点取組事業		市長マニフェスト		関連根拠法令	

【事業の目的】

対象(何を)	各地区観光協会等
意図(どのような状態にしたいか)	各地区における観光振興等を図る。

【事業の活動】

活動指標名(具体的にどのような活動をしたか)	単位	H26	H27	H28	H29	中期目標H30
① 補助金交付件数	件			15	15	15
②						

【事業の成果】

成果指標名(どのような成果が得られたか)	単位	種別	H26	H27	H28	H29	中期目標H30
観光関連施設等利用者数	人	目標値			6,533,400	6,545,600	6,557,800
		実績値			6,894,656		
成果指標① 成果指標の達成度(目標に対してどれだけ達成できたか) さらに観光客を増加させられるよう取り組む (目標達成度)	1000000						(達成度) 105.5%
							35点
成果指標② 成果指標の達成度(目標に対してどれだけ達成できたか) (目標達成度)	1						(達成度)

【コストの推移】

指標名	単位	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決算)	平成29年度(予算)
トータルコスト	[千円]	4,387	4,640	4,688	4,570
(事業費)	[千円]	2,320	2,490	2,490	2,372
(職員人件費)	[千円]	2,067	2,150	2,198	2,198

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容	下記の補助対象事業を実施する団体への補助(補助対象事業) ・観光施設の改善に関すること。 ・観光資源の調査・研究に関すること。 ・観光地の選定、開発並びに紹介、宣伝等に関すること。 ・観光関係の催し物の開催に関すること。 ・その他	各地区観光等に寄与する団体への補助(補助対象事業) ・観光施設の改善に関すること。 ・観光資源の調査・研究に関すること。 ・観光地の選定、開発並びに紹介、宣伝等に関すること。 ・観光関係の催し物の開催に関すること。 ・その他	下記の補助対象事業を実施する団体への補助(補助対象事業) ・観光施設の改善に関すること。 ・観光資源の調査・研究に関すること。 ・観光地の選定、開発並びに紹介、宣伝等に関すること。 ・観光関係の催し物の開催に関すること。 ・その他	下記の補助対象事業を実施する団体への補助(補助対象事業) ・観光施設の改善に関すること。 ・観光資源の調査・研究に関すること。 ・観光地の選定、開発並びに紹介、宣伝等に関すること。 ・観光関係の催し物の開催に関すること。 ・その他
の増減理由(積算根拠等(予算)	補助金 2,490千円	事業の見直し等を行うことにより、補助金の見直しを行う。	事業の見直し等を行うことにより、補助金の見直しを行う。	事業の見直し等を行うことにより、補助金の見直しを行う。
総額	2,490	2,372	2,372	2,372
特定財源				
国				
県				
市債				
他				
一般財源	2,490	2,372	2,372	2,372

【評価】

評価ランク(A~D)	A	今後の方向性	一次評価	改善継続
			二次評価	改善継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
観光団体の育成・活用により、イベント情報を集約して発信することができるなど、情報発信の戦略上妥当である。なお、魅力ある各地区観光振興等を図るため、市の関与は必要である。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
本市全体のにぎわいづくりや観光振興に寄与するものである。				
費用対効果はどうだったか。				
より多くの誘客を意図するものであることから、対象・意図の拡充を目指す。				
【昨年度の実施状況と課題】(評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入)				
地域の伝統芸能やイベントの育成振興、また、イベント主催者に成り得る観光協会等の団体育成を図り、地域の活性化や産業の発展を支援した。				
【今後の事業方針】(評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入)				
広告や協賛金を始めとする収入の増加を促進。イベント内容の見直し検討及び繰越金等が多い団体に対しては、ヒアリング等を行うなど健全経営を促すことで、イベント主催者に成り得る観光協会等の団体育成を図る。				

観光団体育成事業

1 事業の必要性

○ 本市の主要観光地の入込客数

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全体	6,216,764	6,486,331	6,582,908	6,763,011	6,894,656
うち屋島	482,441	421,985	473,995	465,602	465,411
うち鬼ヶ島おにの館	72,347	125,210	72,004	80,219	116,319
うち鬼ヶ島洞窟	23,004	65,234	30,840	31,173	37,952
うち法然寺	9,780	10,644	7,599	7,255	7,980
うち男木島灯台資料館	9,780	9,448	5,519	7,352	9,353
うち龍桜公園	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
うち橋ノ丘総合運動公園	148,791	150,332	185,480	164,772	166,810
うち讚岐国分寺跡資料館	5,582	4,899	5,046	4,610	4,089
うち塩江美術館	8,909	11,476	6,082	6,273	7,489
うち行基の湯	57,822	53,278	57,508	56,047	44,933
うち湯愛の郷センター道の駅	152,372	148,826	141,051	145,613	140,610
うち奥の湯温泉	1,587	2,006	2,283	2,558	1,811

H29.2.1から休館

H29.3.31閉館

2 事業内容

○ 各団体の状況

(単位:円)

No.	団体名	事業内容	平成28年度決算額	H28年度補助額	H27年度補助額
1	高松市鬼無観光協会	桃太郎まつり運営 ふれあいまつり、宇佐神社秋祭り、熊野権現桃太郎まつり、きなし益裁 榎木まつり、鬼無グリーンフェアの夜 海水浴場の維持管理、酒肴管理、ホームページ管理など	決算額247,734円(うち繰越額0円) 事業費(ポスター作成)148,400円、事務費等84,334円、各種会費1 0,000円	170,000	170,000
2	鬼ヶ島観光協会		決算額122,488円(うち繰越額8,912円) 海水浴場管理60,700円、ホームページ管理等174,000円、事務所 等管理116,732円、洞窟管理315,844円	170,000	170,000
3	高松市香西観光協会	香西校区市民体育大会・香西商工振興会・勝賀城跡保存会・香西夏ま つり・抄こふうふるりの道協賛 芝山海浜清掃	決算額788,620円(うち繰越額539,646円) 協賛金130,000円、清掃費5,460円、各種会費21,000円、事務費等 81,580円	170,000	170,000

No.	団体名	事業内容	平成28年度決算額	H27年度補助額	H28年度補助額
4	屋島山上観光協会	屋島南嶺地区公園清掃事業 元旦御来迎式・春の弁慶餅つき大会運営、夕焼けフェスティバル協賛 シャトルバス運行支援	決算額5,317,018円(うち繰越額1,249,433円) 事業費(協賛金含む。)1,279,190円、清掃費2,280,162円、各種会費80,000円、事務費等428,223円	200,000	200,000
5	網敷観光協会	筆塚祭の運営 地区内公園の維持管理(樹木管理・草刈など)	決算額502,297円(うち繰越額58,248円) 樹木管理・草刈424,049円、事務費等20,000円	170,000	170,000
6	弦打観光協会	香川県指定自然記念物「孔雀藤」の管理 地区内公園の維持管理	決算額171,003円(うち繰越額0円) 「孔雀藤」の管理等160,000円、事務費1003円、各種会費10,000円	170,000	170,000
7	仏生山観光協会	門前まつり運営 高松秋のまつり・仏生山大名行列後援	決算額1,074,076円(うち繰越額515,276円) 事業費300,000円、高松秋のまつり等協賛230,000円、事務費17,800円、各種会費11,000円	170,000	170,000
8	男木島観光協会	海水浴場の維持管理、灯台資料館、水仙郷の管理など	決算額1,263,011円(うち繰越額756,685円) 事業費431,882円、事務費等64,444円、各種会費10,000円	170,000	170,000
9	高松市三谷観光協会	日山・小日山ハイキングコースなどの維持管理 石舟・矢野古墳周辺清掃、地区内美化推進事業 みたに駅伝協力	決算額410,528円、事務費等53,811円、各種会費11,000円	170,000	170,000
10	高松市山田地区観光協会	篠まつり、公刺菊花展(高松秋のまつり協賛)の運営 山田地区観光マップ作成	決算額2,056,462円(うち繰越額349,649円) 事業費(菊花展、篠まつり)1,151,305円、パンフレット作成500,000円、各種会費10,000円	170,000	170,000
11	高松市国分寺観光協会	下野国分寺讃岐国分寺親善友好交流協会、奥の谷天神会ホテル部 会、四国の道を守る会、讃岐国分寺天平文化伝承部、グリーンフェスタ 国分寺への助成、国分寺観光ガイドマップ作成など	決算額929,757円(うち繰越額180,753円) 事業費(助成)270,000円、パンフレット作成230,000円、研修194,806円、事務費41,198円、各種会費13,000円	170,000	170,000
12	塩江温泉観光協会	さくらまつり、ホテルまつり、温泉まつり、もみじまつりの運営	決算額260,000円(うち繰越額0円) 事務費260,000円	170,000	170,000
13	太田観光協会	鹿の井さくらまつりの運営 地区内公園の維持管理 太田大狼の普及	決算額506,108円(うち繰越額185,084円) 事業費286,024円、パンフレット作成113,792円、各種会費10,000円	170,000	170,000
14	高松市中央商工会	竜桜公園周辺の維持管理(龍満池側)	決算額151,840円(うち繰越額0円) 事業費151,840円	150,000	150,000
15	梅香井水利組合	竜桜公園周辺の維持管理(道路側)	決算額110,000円(うち繰越額0円) 事業費110,000円	100,000	100,000
			※平成29年度 一律5%カット 2,3720,000円 ←	Σ	2,490,000 2,490,000

平成29年度（28年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	安全で安心して暮らし続けられるまち	評価担当	局名	市民政策局
	政策	安全で安心して暮らせる社会環境の形成		課(室)名	くらし安全安心課
	施策	交通安全対策の充実		電話番号	087-839-2555
	基本事業	交通安全教育・啓発の推進		事業実施主体	市
	事務事業	交通事故相談事業		事業期間	平成28年度～平成35年度

【事業全体概要】

事業の概要	交通事故で悩みを持った市民が、気軽に相談できる無料相談窓口を設置し、専門的知識を持った相談員がアドバイスをを行い、市民の悩み解決に寄与し、安心なまちづくりを推進する。		
29年度概要	・相談員1人の年間人件費、参考図書購入経費		
重点取組事業	市長マニフェスト	関連根拠法令	

【事業の目的】

対象（何を）	交通事故の関係者
意図（どのような状態にしたいか）	交通事故による悩みやトラブルに適切なアドバイスをを行い、問題解決の手助けをする。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
① 交通事故相談件数	件			381	300	300
②						

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
問題解決支援件数	件	目標値			400	300	300
		実績値			381		
成果指標① 成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 民間の保険会社や他団体等の相談機関の充実が影響して、年々、相談件数は減少傾向であり、28年度も目標値の9割強だったものの、概ね達成できた。	(目標達成度)						(達成度) 95.3% 33点
成果指標②	(目標達成度)						(達成度)

【コストの推移】

指標名	単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）	平成29年度（予算）
トータルコスト	[千円]	3,163	3,218	3,330	1,194
（事業費）	[千円]	2,425	2,450	2,545	409
（職員人件費）	[千円]	738	768	785	785

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容	・相談員1人の年間人件費、参考図書購入経費	・相談員1人の年間人件費、参考図書購入経費	・相談員1人の年間人件費、参考図書購入経費	・相談員1人の年間人件費、参考図書購入経費
の増減理由 積算根拠等（予算）	2,545千円	409千円	409千円	409千円
総額	2,545	409	409	409
特定財源				
国				
県				
市債				
他				
一般財源	2,545	409	409	409

【評価】

評価ランク (A~D)	A	今後の方向性	一次評価	改善継続
			二次評価	改善継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
交通事故では、加害者、被害者のいずれも多様な悩みを抱えていることが多いので、気軽に無料で相談できる場を提供することは、市として妥当である。ただし、29年度からは、相談件数の減少に見合った窓口開設時間に見直した。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
相談者の問題解決に寄与し、安全で安心して暮らせる環境の整備に貢献している。				
費用対効果はどうだったか。				
窓口開設時間の適正化を図ることで、費用対効果を高めることができる。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
相談件数が減少傾向である中、交通事故相談員のあり方について見直しを行うことが課題となっていた。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
29年度からは、相談件数の減少に見合った窓口開設時間に見直し、市民サービスが低下しない範囲で業務の効率化を進める。				

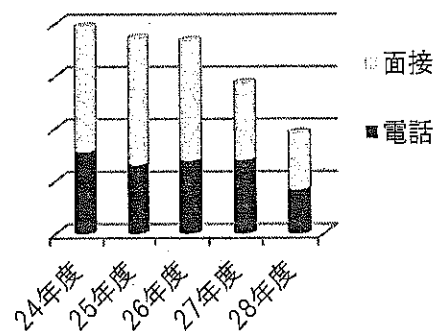
<p>① 事業の必要性及び最終目標</p>	<p>多発する交通事故を背景に、交通事故で悩みを持つ方が気軽に相談できる窓口を設置する必要があり、交通事故による悩みやトラブルに、適切な助言や関係機関の紹介などを行い、問題解決の一助とする。</p>
<p>② 事業内容</p>	<p>本市では、交通事故で悩みを持つ被害者や加害者などが気軽に相談できる無料相談窓口を昭和50年に設置し、専門的知識を持つ相談員が中立・公正な立場で交通事故に関する様々な問題を解決するための助言、紹介などを行っている。 交通事故相談は、くらし安全安心課内の相談所で毎週水曜日の午前9時から午後3時まで、専任の相談員1人(非常勤嘱託)が面接、電話で行っている。 また、身近な相談窓口として利用していただくため、本庁1階市民相談コーナー前への掲示や広報たかまつ、ホームページへの掲載などにより広く周知している。 そのほか、多様化・複雑化する相談内容に対応するため、相談員を香川県の研修会に参加させるなど、相談業務の質的向上を図っている。</p>
<p>③ 昨年度成果指標が未達成となった原因</p>	<p>成果指標の目標値として、「問題解決支援件数」を400件掲げていたが、実績値は381件と、目標値の約95%に留まった。 その原因としては、民間の保険会社や他団体等の相談体制の充実や、自動車保険に付帯する弁護士費用等補償特約の普及などにより、本市の窓口を利用する方が予想より少なかったことが考えられ、実際、相談件数は年々減少傾向である。 【参考資料の「1 本市の相談件数などの推移」を参照】</p>
<p>④ 今後の課題</p>	<p>1 相談件数の減少に伴う窓口開設時間の見直し 2 相談件数の増加に向けた利用者への周知方法</p>
<p>⑤ 課題解決に向けた取組</p>	<p>1 H24年度の787件からH28年度は381件と、およそ半減している状況を踏まえ、窓口開設時間を次のとおり見直した。 〔H28年度まで〕 月～金曜日 午前9時～午後4時 〔H29年度から〕 毎週水曜日 午前9時～午後3時 2 今後は、相談事業をより多くの方に認知してもらい相談件数を増やすことを目標に、広報たかまつやホームページへの掲載に加え、交通安全関係団体の会議や地域での交通安全教室の機会などを捉え、積極的に広報・周知を行う。</p>
<p>⑥ その他 (類似都市の状況)</p>	<p>〔中四国の中核市6市と徳島市の相談窓口設置状況〕 倉敷市…月～金曜日 午前9時～午後4時 福山市…月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 呉市…毎月1回 午後1時～午後4時 下関市…毎週月・木曜日 午前9時～午後4時 松山市…毎週月・火・木曜日 午前8時30分～午後4時 高知市…実施していない 徳島市…毎週月・水・金曜日 午前9時～午後3時30分</p>

委員からの質問・要望資料	回 答
市以外の窓口の種類、相談員の職種(弁護士のような専門家か)	<p>参考資料の「2 県内の設置状況など」及び「3 県、市町以外の交通事故に関する相談窓口」のとおり、県や他団体が相談内容ごとに窓口を設置している。</p> <p>また、本市の相談員の職種は、特別な資格を有する必要はないものの、交通事故紛争処理又は交通事故相談業務に3年以上従事した経験があり、損害賠償の手続や保険内容などの専門的な知識を有することを条件に採用しており、今年6月に採用した相談員は、民間の損保会社などでおよそ50年間にもわたり損害調査に携わった方である。</p> <p>なお、前任の相談員は、長きにわたり交通の部署で勤務していた警察官のOBだった。</p>
市と市以外の窓口との連携	<p>県には、本市の窓口が閉じている曜日や時間帯に相談者を斡旋することについて了解をいただいているほか、県と本市のそれぞれのホームページに相互の業務案内を掲載するなど、連携を図っている。</p> <p>また、業務内容の周知用リーフレットやポスターなどの配布・掲示を依頼されている、そんぽADRセンター、交通事故紛争処理センター、日弁連交通事故相談センターに対しては、各窓口において相談があった際、適宜、本市の窓口の周知・紹介をお願いしている。</p>
相談者が今後対応を依頼すべき機関等の斡旋状況	<p>斡旋件数を記録していないので、詳細な斡旋状況は不明だが、平成28年度の相談内容の割合は、自賠償・任意保険関係が18%、示談の仕方が17%、損害額算定が6%と、全体の約4割が、そんぽADRセンター又は日弁連交通事故相談センターが取り扱う内容で占められている。</p>

(事業名：交通事故相談事業)

1 本市の相談件数などの推移

年度	24	25	26	27	28
件数	787	744	734	572	381
うち面接	476	483	457	292	213
うち電話	311	261	277	280	168
※交通事故死傷者数	6,174	5,884	5,312	4,352	3,908



※ 交通事故死傷者数は、年度ではなく、年（1月～12月）の合計人数

2 県内の設置状況など

場所・名称 (設置年月日)	相談日・相談時間	相談員	H28年度 相談件数
高松市 交通事故相談所 (昭和 50.4.1)	毎週水曜日 午前9時～午後3時 ※H28までは、月～金曜日 午前9時～午後4時	1人	381件
香川県 交通事故相談室	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※その他、県内6市町の巡回相談(年間合計36回)	2人	923件 (巡回含む)
丸亀市 交通事故相談室 (昭和 63.4.1)	火曜日、第5金曜日 午前9時～午後4時 ※その他、市内2か所の巡回相談(月2回毎)	1人	29件
坂出地区 交通相談所 (昭和 43.4.1)	火・木・土曜日 午前8時30分～午後5時 ※その他、1か所の巡回相談(月1回)	1人	59件
善通寺市 市民相談係 (昭和 42.5.20)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	1人	11件
観音寺市 交通事故相談所 (平成 8.4.1)	第2・第4水曜日 午前10時～12時	4人	20件

3 県、市町以外の交通事故に関する相談窓口

名称	主な相談内容
(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター四国	自賠償保険、自動車保険などについて
(独)自動車事故対策機構 高松主管支所	重度後遺障害による介護料、交通遺児等の無利子貸付などについて
(公財)交通事故紛争処理センター 高松支部	和解斡旋等の申立てについて
(公財)日弁連交通事故相談センター 高松相談所	損害賠償額の算定、民事上の法律問題などについて
(一社)日本自動車査定協会 香川県支所	物損事故による事故減価額証明などについて

平成29年度(28年度決算分) 高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	健やかにいきいきと暮らせるまち	評価担当	局名	健康福祉局
	政策	支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成		課(室)名	長寿福祉課
	施策	地域包括ケアシステムの構築		電話番号	087-839-2346
	基本事業	社会参加、生活支援・見守り・居場所づくりの拡充	事業実施主体	市	
	事務事業	高齢者福祉通信機器貸与等事業	事業期間	平成28年度～平成35年度	

【事業全体概要】

事業の概要	福祉電話を一人暮らし高齢者等に貸与し、日常生活の不安の解消を図るとともに、緊急時に押しボタンにより異常事態を関係機関へ通報できる緊急通報装置を貸与する。 なお、緊急通報装置については、平成27年度から29年度までに「あんしん通報サービス事業」へ移行する。				
	29年度概要	高齢者福祉電話の貸与 136件 緊急通報装置貸与事業 616件			
重点取組事業		市長マニフェスト	関連根拠法令	高松市緊急通報装置貸与等事業実施要綱、高松市	

【事業の目的】

対象(何を)	65歳以上の一人暮らし高齢者等
意図(どのような状態にしたいか)	一人暮らし高齢者等の孤独感の解消を図るとともに、急病、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができる。

【事業の活動】

活動指標名(具体的にどのような活動をしたか)	単位	H26	H27	H28	H29	中期目標H30
① 高齢者福祉通信機器貸与件数	件			752	752	136
②						

【事業の成果】

成果指標名(どのような成果が得られたか)	単位	種別	H26	H27	H28	H29	中期目標H30
高齢者福祉通信機器貸与率	%	目標値			8.3	1.4	1.4
		実績値			7.0		
成果指標① 成果指標の達成度(目標に対してどれだけ達成できたか) 目標を達成できなかった。 福祉電話は新規利用申請者が少ないため、利用者数は減少傾向にある。 また、緊急通報装置も新制度への切替時に廃止にする人や、死亡、施設入所により廃止にする人が新規利用申請者より多いため、減少傾向にある。	(目標達成度)						(達成度) 94.0% 32点
成果指標② 成果指標の達成度(目標に対してどれだけ達成できたか)	(目標達成度)						(達成度)

【コストの推移】

指標名	単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）	平成29年度（予算）
トータルコスト	[千円]	31,406	20,877	7,275	6,761
（事業費）	[千円]	18,120	7,058	3,349	2,835
（職員人件費）	[千円]	13,286	13,819	3,926	3,926

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容	高齢者福祉電話の貸与 136件 緊急通報装置貸与事業 616件	高齢者福祉電話の貸与 136件 緊急通報装置貸与事業 616件	高齢者福祉電話の貸与 136件	高齢者福祉電話の貸与 136件
積算根拠等（予算の増減理由）	福祉電話 2,882千円 緊急通報 46.7千円	福祉電話 2,765千円 緊急通報 7.0千円	福祉電話 2,765千円	福祉電話 2,765千円
総額	3,349	2,835	2,765	2,765
特定財源	国			
	県			
	市債			
	他			
一般財源	3,349	2,835	2,765	2,765

【評価】

評価ランク (A~D)	B	今後の方向性	一次評価	改善継続
			二次評価	改善継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
制度開始当初は、固定電話加入権が高額であり、他に通信手段もなかったが、現在は、携帯電話等の普及もあり、通信手段も多様化かつ安価になっている。緊急通報装置については、平成30年度よりあんしん通報サービスへ移行する。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための高齢者生活支援策のひとつとして、大いに貢献している。				
費用対効果はどうだったか。				
一人暮らし高齢者等に、福祉電話等を貸与することにより、日常生活の不安解消が図られた。緊急通報装置については、あんしん通報サービス事業へ計画どおりの移行が行えた。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
現在の通信手段の多様化や安価となっているため、事業の継続性について検討する余地がある。また、緊急通報装置については、個別訪問などを行い、あんしん通報サービス事業へ完全に移行するよう支援する必要がある。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
高齢者福祉電話事業の事業の必要性について見直しを行う。緊急通報装置については、あんしん通報サービス事業への完全移行による事業完了を目指す。				

平成29年度高松市外部評価

(事業名：高齢者福祉通信機器貸与等事業)

① 事業の必要性及び最終目標

本事業は、高齢者が住み慣れた自宅での生活を続けられるよう、在宅を中心とした地域包括ケアの実現を目指すために必要な事業であり、一人暮らし高齢者等に、地域社会等との交流を促進するため、電話を貸与し、一人暮らし高齢者等の日常生活の不安や孤独感の解消を図る。

② 事業内容

・対象者

市民税非課税である方で、①65歳以上の一人暮らし高齢者、②高齢者のみの世帯で1人が病弱者若しくは寝たきりの状態にある方、のいずれかに該当する方。

・内容

電話を貸与し、①電話の設置に要する経費、②転居等に伴う工事費等、③75歳以上対象者の電話の維持に要する経費及び通話料の一部（1か月の市内通話60通話分まで）を市が負担する。

・これまでの推移

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
年度当初 (件)	161	152	155	159	166	165	148
新規 (件)	15	25	28	32	20	16	13
廃止 (件)	24	22	24	25	21	33	25
年度末 (件)	152	155	159	166	165	148	136
事業費(千円)	3,052	3,141	3,238	3,334	3,418	3,292	2,882

③ 昨年度成果指標が未達成となった原因

成果指標の目標値については、高齢者福祉通信機器貸与率8.3%を設定していたが、実績値は7.8%と、達成度は94%に留まった。

原因としては、福祉電話の新規利用申請者が見込みより少なかったことと、緊急通報装置について、見込みより廃止する方が多かったことによるものと考えられる。

④ 今後の課題

携帯電話の普及や、あんしん通報サービス等の利用により、連絡や見守りの手段が確保されたことに伴い、需要が減少している。

⑤ 課題解決に向けた取組

環境変化や他市の状況等を踏まえ、事業の必要性について見直しを行う。

〈参考〉

【環境変化】

- ・ 事業開始時(昭和49年)、電話取得時に必要とされた電信電話債券は、昭和58年に廃止されている。
- ・ 各電話会社からは、安価な電話サービスが供給されている。

【他市町の状況】

(調査対象：中核市 48市、平成29年7月調査)

(調査対象：県内市町17市町、平成29年7月調査)

	事業あり	事業廃止	当初からなし
中核市	28市(うち5市が新規受付廃止)	8市	12市
県内市町	10市町(うち2市町が新規受付廃止)	1市町	6市町

平成29年度（28年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	健やかにいきいきと暮らせるまち	評価担当	局名	健康福祉局
	政策	支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成		課(室)名	長寿福祉課
	施策	地域包括ケアシステムの構築		電話番号	087-839-2346
	基本事業	住まいの整備・充実		事業実施主体	市
	事務事業	高齢者住宅改造助成事業		事業期間	平成28年度～平成35年度

【事業全体概要】

事業の概要	日常生活で介助を要する寝たきりなど的高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の改造をする場合、対象工事費の一部を助成することにより、当該高齢者の在宅生活を支援するとともに、介助する者の負担の軽減を図る。				
	29年度概要	日常生活で介助を要する寝たきりなど的高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の改造をする場合、対象工事費の一部を助成することにより、当該高齢者の在宅生活を支援するとともに、介助する者の負担の軽減を図る。			
重点取組事業	市長マニフェスト	関連根拠法令	高松市高齢者・障害者住宅改造助成事業実施要綱		

【事業の目的】

対象（何を）	介助を必要とする寝たきりなど的高齢者
意図（どのような状態にしたいか）	介助を必要とする高齢者の在宅生活を支援するとともに、これらの者を介助する者の負担の軽減を図る。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
① 高齢者住宅改造助成件数	件			16	31	31
②						

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
高齢者住宅改造助成を行なった高齢者率	%	目標値			0.2	0.2	0.2
		実績値			0.09		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 高齢者数は増加しているが、一般住宅等においてバリアフリー化が進んでいるため、助成件数は減少している。 (目標達成度)			(達成度)	45.0%	15点		
成果指標①							
成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
		目標値					
		実績値					
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） (目標達成度)			(達成度)				
成果指標②							

【コストの推移】

指標名	単位	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）	平成29年度（予算）
トータルコスト	[千円]	19,107	17,923	10,637	14,906
（事業費）	[千円]	10,988	9,478	5,141	9,410
（職員人件費）	[千円]	8,119	8,445	5,496	5,496

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容	日常生活で介助を要する寝たきりなどの高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の改造をする場合、対象工事費の一部を助成することにより、当該高齢者の在宅生活を支援するとともに、介助する者の負担の軽減を図る。	日常生活で介助を要する寝たきりなどの高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の改造をする場合、対象工事費の一部を助成することにより、当該高齢者の在宅生活を支援するとともに、介助する者の負担の軽減を図る。	日常生活で介助を要する寝たきりなどの高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の改造をする場合、対象工事費の一部を助成することにより、当該高齢者の在宅生活を支援するとともに、介助する者の負担の軽減を図る。	日常生活で介助を要する寝たきりなどの高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の改造をする場合、対象工事費の一部を助成することにより、当該高齢者の在宅生活を支援するとともに、介助する者の負担の軽減を図る。
積算根拠等（予算の増減理由）	補助金 5,141千円	補助金 9,410千円	補助金 9,410千円	補助金 9,410千円
総額	5,141	9,410	9,410	9,410
特定財源				
国				
県				
市債				
他				
一般財源	5,141	9,410	9,410	9,410

【評価】

評価ランク（A～D）	D	今後の方向性	一次評価	改善継続
			二次評価	改善継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
助成件数も減っており、介護保険の住宅改修費支給サービスもあるので、当事業の必要性を考える必要がある。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
地域包括ケアシステムの推進に寄与したものであるが、助成件数も減っており、介護保険の住宅改修費支給サービスもあるので、当事業の必要性を考える必要がある。				
費用対効果はどうだったか。				
申請内容を現地調査により精査し、適正執行に努めた。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
助成件数・助成額ともに減少しており、その要因を分析する必要がある。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
介護保険事業による同様な取組との関係を見極めながら、当事業の必要性を検討する必要がある。				

平成29年度高松市外部評価

(事業名：高齢者住宅改造助成事業)

① 事業の必要性及び最終目標

本事業は、高齢者が住み慣れた自宅での生活を続けられるよう、在宅を中心とした地域包括ケアの実現を目指すために必要な事業であり、身体が虚弱な高齢者が、自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の改造をする場合、改造工事に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の自立を助長するとともに、介助する方の負担の軽減を図る。

② 事業内容

【高齢者住宅改造助成事業】

・対象者

- (1) 高松市内に1年以上居住しており、65歳以上の高齢者
- (2) 寝たきり又は、準寝たきりに該当する方
- (3) 世帯員全員が市税を完納
- (4) 生計中心者の前年中の所得が500万円以下
以上、(1)～(4)全ての条件を満たす方

・内容

対象工事（浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、居室、台所の改造で、対象者が利用する部分を改造することにより対象者の自立が助長され、介助者の負担が軽減される工事）をした場合、市民税課税状況に応じて助成する。

市民税課税世帯	対象工事金額の1/2（上限50万円）
市民税非課税世帯・生活保護世帯	対象工事金額の3/4（上限75万円）

・これまでの推移

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
助成件数（件）	46	45	28	45	31	27	16
うち課税世帯	14	19	18	24	15	15	9
うち介護併用	39	31	16	32	19	18	8
助成額（千円）	15,738	15,186	10,847	17,385	10,988	9,478	5,141

【介護保険・居宅介護住宅改修事業】

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
助成件数（件）	1,688	1,176	1,944	1,811	1,739	1,810	1,685
助成額（千円）	153,809	152,931	166,718	154,825	144,118	146,251	137,170

③ 昨年度成果指標が未達成となった原因

成果指標の目標値については、本事業を行った高齢者率0.2%を設定していたが、実績値は0.09%と、達成度は45%に留まった。

原因としては、高齢者数は増加しているが、一般住宅等においてバリアフリー化が進んでいるため、助成件数が減少したことが考えられる。

④ 今後の課題

- ・生計中心者の所得要件（前年所得が500万円以下、給与の場合、年収約700万円に相当）については、他の事業と均衡を失っている。
- ・過去7年間で、介護認定を受けてない者に対して助成した件数は、238件中7件（約3%）となっており、ほとんどの対象者が介護保険制度の中の、介護保険・住宅改修費支給と本事業を併用している。

⑤ 課題解決に向けた取組

介護保険事業による同様な取組との関係を見極めながら、事業の必要性について見直しを行う。

〈参考〉

【介護保険・住宅改修費支給との比較】

	高齢者住宅改造助成事業	介護保険・住宅改修費支給
対象者	①市内に1年以上居住する65歳以上の寝たきり等の高齢者 ②世帯員全員が市税を完納 ③生計中心者の前年所得が500万円以下、を全て満たす者	要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けた被保険者
助成額	市民税課税世帯：補助率50% 限度額50万円 市民税非課税及び生活保護世帯：補助率75% 限度額75万円	支給限度基準額：20万円 ※支給限度基準額までの工事を数回に分けて利用することは可能
対象工事	右記①～⑥、及び以下の工事 ⑦階段昇降機、天井走行リフト等の設置 ⑧車いす対応等のための浴室・便所・廊下幅の拡大等	①手すりの取付け ②段差や傾斜の解消 ③床材変更（車いす対応等） ④扉の取替え（開き戸→引き戸） ⑤便器の取替え（和式→洋式） ⑥①～⑤に必要な付帯工事

【他市の状況】

（調査対象：中核市 48市、平成29年7月調査）

事業の実施	事業あり	事業なし
	36市	12市

事業あり36市の「所得制限」の有無	所得制限あり	所得制限なし
	27市	9市

所得制限あり27市の制限額	所得税又は市民税非課税	所得250万円未満	所得500万円未満	所得500万円以上
	10市	9市	4市	4市

平成29年度（28年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち	評価担当	局名	創造都市推進局
	政策	地域を支える産業の振興と経済の活性化		課(室)名	農林水産課
	施策	農林水産業の振興		電話番号	087-839-2422
	基本事業	食育・地産地消の推進		事業実施主体	市
	事務事業	市民農園整備事業		事業期間	平成28年度～平成35年度

【事業全体概要】

事業の概要	市民農園を開設することにより、遊休水田の有効利用と円滑な米の生産調整を図るとともに、農園の利用者に農業に対する理解を深め、農作業を通じた健康的でゆとりのある生活を提供する。 このため、市民農園の施設整備に補助を行うとともに、開設初期（3年以内）の円滑な運営を支援するため、推進指導事務費を交付する。		
29年度概要	市民農園を開設するための施設整備への補助 新設に開設した市民農園の運営補助（開設3年以内）		
重点取組事業	市長マニフェスト	関連根拠法令	

【事業の目的】

対象（何を）	市民
意図（どのような状態にしたいか）	農地を利用して野菜や花を育て、レクリエーションのための場を提供する。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
① 市民農園新規開設数	箇所			1	1	1
②						

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
市民農園利用区画数	区画	目標値			1,430	1,500	1,600
		実績値			1,483		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 市民農園を園主の都合により廃園するところも出てきており、利用区画数が伸び悩んでいる。 (目標達成度)			(達成度) 102.3% 35点				
市民農園利用率	%	目標値			90	86	89
		実績値			85.44		
成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 市民農園の排水条件の悪い区画の利用率が上がらず、市民農園利用率は計画どおりとならなかった。 (目標達成度)			(達成度) 94.9% 33点				

【コストの推移】

指標名	単位	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決算)	平成29年度(予算)
トータルコスト	[千円]	1,576	2,877	2,321	2,385
(事業費)	[千円]	100	1,342	1,536	1,600
(職員人件費)	[千円]	1,476	1,535	785	785

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容	市民農園を開設するための施設整備への補助 新設に開設した市民農園の運営補助(開設3年以内)	市民農園を開設するための施設整備への補助 新設に開設した市民農園の運営補助(開設3年以内)	市民農園を開設するための施設整備への補助 新設に開設した市民農園の運営補助(開設3年以内)	市民農園を開設するための施設整備への補助 新設に開設した市民農園の運営補助(開設3年以内)
の増減理由(積算根拠等(予算)	市民農園整備事業費補助金条件整備費 1箇所 1,336千円 推進指導事務費 2箇所 200千円	市民農園整備事業費補助金条件整備費 1箇所 1,500千円 推進指導事務費 100千円	市民農園整備事業費補助金条件整備費 1箇所 2,000千円 推進指導事務費 300千円	市民農園整備事業費補助金条件整備費 1箇所 2,000千円 推進指導事務費 300千円
総額	1,536	1,600	2,300	2,300
特定財源				
国				
県				
市債				
他				
一般財源	1,536	1,600	2,300	2,300

【評価】

評価ランク(A~D)	A	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
事業費補助を行うことにより、利用料金を安く設定でき、市民の方にレクリエーションのための場を提供しやすくしている。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
市民農園で実際に農作業を体験することにより、利用者には農業に対する理解を深めてもらうことができるため、農林水産業の振興及び交流・体験活動の促進に貢献している。				
費用対効果はどうだったか。				
事業費の削減を図るために、見積合わせを実施し、経費の削減を図った。				
【昨年度の実施状況と課題】(評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入)				
新規開設が1件、推進指導事務が2件となった。今後とも継続して事業を続けていくが、平成29年度予算が削減されたため、今後、予算の確保に努める。				
【今後の事業方針】(評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入)				
福祉関係のレクリエーション農園にも対応できるように制度を改正する予定。				

市民農園整備事業

(農林水産課)

1 事業の必要性及び最終目標

本事業は、市民農園の開設を推進することにより、遊休農地の有効利用及び農園利用者の農業に対する理解の増進と農作業を通じた健康的でゆとりのある生活を提供することを目的としている。

今後、高齢化の進展に伴い、農地の遊休化が進行するとともに、退職者の増加により市民農園の需要が増加することが想定されることから、本事業による市民農園の開設を推進していく必要がある。

なお、最終的な整備目標数及び総面積については、現段階では設定していないが、需要に応じた区画数を確保することが必要であると考えており、当面は、毎年、1か所の市民農園の開設を目標としている。

2 事業内容

(1) 事業の概要

事業種目	事業内容	主な採択基準	補助率
条件整備費	レクリエーション農園の開設に必要な施設及び附帯施設の整備に対する支援 【補助対象の内容】 客土、整地、駐車場整備、給水施設整備、簡易トイレ整備、農機具等格納庫、看板など。	ア 開設面積が概ね20a以上であること。 イ 農園利用者が10戸以上見込まれること。 ウ 5年間以上安定的に利用することが確実であると見込まれること。 エ 園主において農園の維持管理が可能であること。	2/3以内 (平成29年度は補助金150万円以内)
推進指導事務費	レクリエーション農園維持管理等に必要な経費に対する支援 【補助対象の内容】 栽培講習会経費、農園の維持管理に必要な資材購入、広告宣伝など	条件整備費を活用して新たに開設した市民農園(新規開設年度を含む3年以内)	定額 (平成29年度は補助金10万円以内)

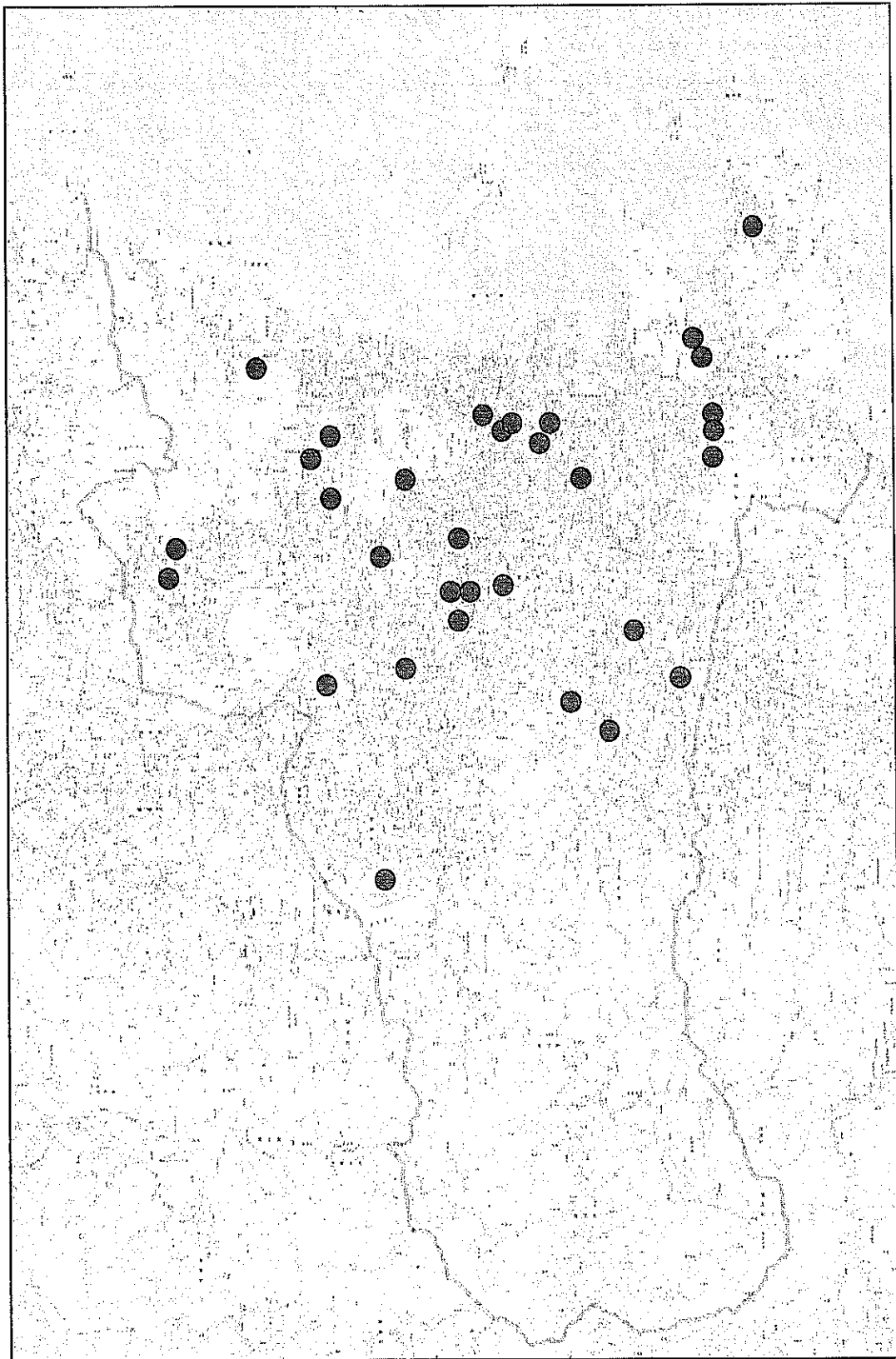
※ 補助対象者は、市民農園を開設する香川県農業協同組合、農業者等

(2) 事業の実施状況

(金額単位：千円)

年 度	区 分	内 容	事業費	補助金等	備 考
平成24年度 実績	条件整備費	市民農園新規開設 1農園 34区画	2,417	1,611	
	推進指導事務費	3農園 宣伝、土壌改良、 講習会開催	252	242	
	小 計		2,669	1,853	
平成25年度 実績	条件整備費	市民農園増設 1農園 7区画	1,281	1,281	市直接執行 (香南アグリム)
	推進指導事務費	2農園 宣伝、土壌改良、 講習会開催	299	200	
	小 計		1,580	1,481	
平成26年度 実績	条件整備費		0	0	地権者の都合により事業中止
	推進指導事務費	1農園 看板設置	102	100	
	小 計		102	100	
平成27年度 実績	条件整備費	廃園に伴う原状復 旧工事 1農園	1,242	1,242	国分寺町レ クリエーシ ョン農園1 の廃園
	推進指導事務費	1農園 照明設置	176	100	
	小 計		1,418	1,342	
平成28年度 実績	条件整備費	市民農園新規開設 1農園 51区画	2,005	1,336	
	推進指導事務費	2農園 宣伝費、ごみ置き 場	272	200	
	小 計		2,277	1,536	
平成29年度 予算	条件整備費	市民農園新規開設 1農園	2,250	1,500	
	推進指導事務費		103	100	
	小 計		2,353	1,600	

3 市民農園の位置図



● 市民農園

市民農園数：31（平成29年7月現在）

4 市民農園の利用者の年齢等の構成

市民農園の利用者については、市民農園開設者に聞き取り調査した結果から、定年退職者や主婦等が多く利用している。

また、利用者の構成については、平均年齢は約65歳、男女の比率は男7割、女3割程度と推測される。

利用者の中には、夫婦や家族単位での利用もある。

5 昨年度成果目標が未達成となった原因

市民農園の利用率については、平成28年度の目標を90%に設定しているが、実績値は85.4%となっている。原因としては、開設している市民農園の一部では、排水条件が悪い区画があり、作物が作りにくいために利用されていない区画が存在するほか、農園利用料が他と比べて高い農園の利用率が低くなっていることが考えられる。(1区画40㎡で年間8千円程度の農園が多いが、12千円、16千円の市民農園の利用率が比較的低い。)

6 今後の課題

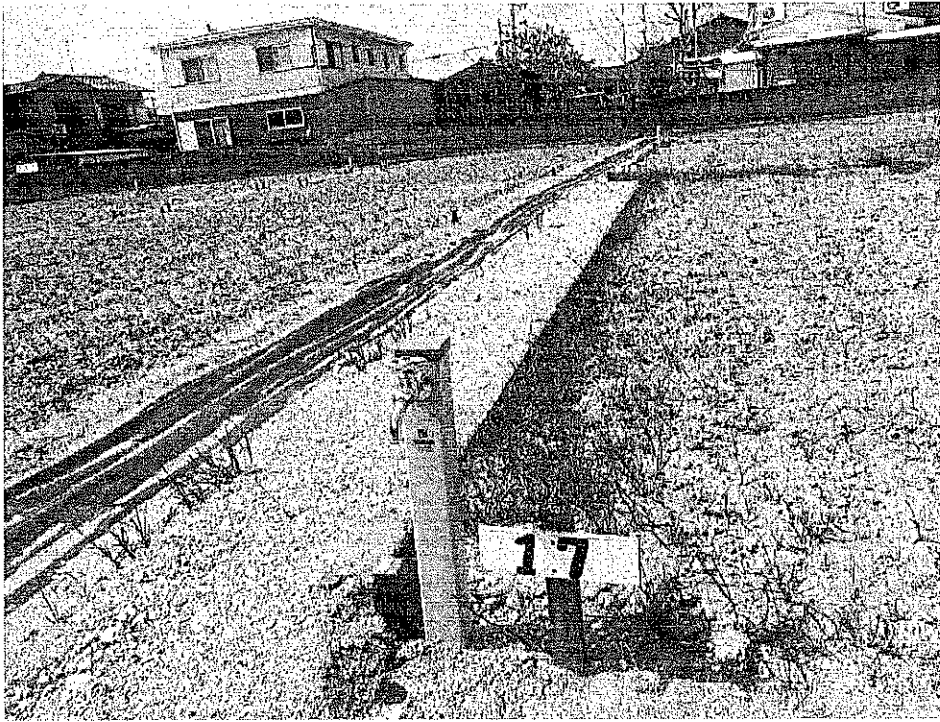
本事業の目的の達成と事業の費用対効果を高めるため、利用率の向上を図る。

7 課題解決に向けた取組

利用率を向上させるには、チラシやHP等を利用して市民農園の利用方法や場所を広く紹介することのほか、市民農園からの情報を積極的に発信して利用者の興味を引き出すことが必要である。

また、教育委員会が所管するこども農園と連携するほか、福祉関係と連携して利用促進を図る。

その他、ボランティア講師の派遣システムを今後検討する。



新規に整備した市民農園



既存の市民農園

平成29年度（28年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	安全で安心して暮らし続けられるまち	評価担当	局名	上下水道局
	政策	豊かな暮らしを支える生活環境の向上		課(室)名	給排水設備課
	施策	水の安定供給		電話番号	087-839-2720
	基本事業	持続可能な水環境の形成		事業実施主体	市
	事務事業	(企業会計) 雨水利用施設整備事業		事業期間	平成28年度～平成35年度

【事業全体概要】

事業の概要	雨水貯留タンク等の設置整備に対して補助金を交付し、雨水タンク等の普及促進を図ることにより、水の循環利用を推進する。								
29年度概要	小規模タンク 120基	補助額 3,600千円	中規模タンク 3基	補助額 3,000千円	浄化槽転用 53基	補助額 6,360千円	浸透施設 3件	補助額 123千円	需用費等 35千円
重点取組事業	市長マニフェスト	関連根拠法令	水環境基本法・高松市持続する水環境の形成に関						

【事業の目的】

対象(何を)	高松市民等
意図(どのような状態にしたいか)	高松市全域における、水の循環利用の促進と雨水の流出抑制を図る。

【事業の活動】

活動指標名(具体的にどのような活動をしたか)	単位	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
① 補助金交付件数	件			53	179	203
②						

【事業の成果】

成果指標名(どのような成果が得られたか)	単位	種別	H26	H27	H28	H29	中期目標 H30
雨水貯留タンク等設置整備基数	基	目標値			179	179	203
		実績値			53		
成果指標の達成度(目標に対してどれだけ達成できたか) 平成28年度は、目標件数に対して、3割程度の実績にとどまった。 (目標達成度)							(達成度) 29.6% 10点
成果指標の達成度(目標に対してどれだけ達成できたか) (目標達成度)							(達成度)

【コストの推移】

指標名	単位	平成26年度(決算)	平成27年度(決算)	平成28年度(決算)	平成29年度(予算)
トータルコスト	[千円]	13,496	11,836	10,786	21,120
(事業費)	[千円]	5,619	3,723	2,784	13,118
(職員人件費)	[千円]	7,877	8,113	8,002	8,002

【事業内容と事業費内訳】

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
事業内容	小規模タンク 40基 補 助額 1,269千円	小規模タンク 120基 補 助額 3,600千円	小規模タンク 120基 補 助額 4,800千円	小規模タンク 120基 補 助額 4,800千円	
	中大規模タンク 1基 補 助額 80千円	中大規模タンク 3基 補 助額 3,000千円	中大規模タンク 3基 補 助額 3,000千円	中大規模タンク 3基 補 助額 3,000千円	
	浄化槽転用 12基 補 助額 1,426千円	浄化槽転用 53基 補 助額 6,360千円	浄化槽転用 77基 補 助額 9,240千円	浄化槽転用 77基 補 助額 9,240千円	
	浸透施設 0件 補 助額 0千円	浸透施設 3件 補 助額 123千円	浸透施設 3件 補 助額 246千円	浸透施設 3件 補 助額 246千円	
	需用費等 9千円	需用費等 35千円	需用費等 87千円	需用費等 87千円	
	平成28年度(総額) 2,784千円	平成27年度(総額) 13,118千円	平成27年度(総額) 17,373千円	平成27年度(総額) 17,373千円	
	補助金 2,775千円	補助金 13,083千円	補助金 17,286千円	補助金 17,286千円	
	需用費等 9千円	需用費等 35千円	需用費等 87千円	需用費等 87千円	
	総額	2,784	13,118	17,373	17,373
	特定財源				
国	1,024	4,666	6,522	6,522	
県					
市債					
他					
一般財源	1,760	8,452	10,851	10,851	

【評価】

評価ランク (A~D)	D	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
雨水利用は、宅地からの流出抑制の役割もあり、雨水排水施設の排水能力の負担軽減からも、市が実施しなければならない。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
水の循環利用の推進や浸水対策に寄与することから、貢献度は大きい。				
費用対効果はどうだったか。				
雨量の少ない地域であり、市民の節水に対する意識は高く、水の循環利用・流出抑制の効果もあり、拡充の必要がある。				
【昨年度の実施状況と課題】(評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入)				
【今後の事業方針】(評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入)				
雨水利用助成制度を、設置者の自己負担を軽減し、より利用しやすい制度に改めるとともに、ホームページの充実も図る。				

資料1

雨水利用にかかる高松市の助成制度の概要

助成制度の種類		助成内容	助成額	助成限度額	
1	雨水利用促進助成金 (助成は年度内一回)	小規模 雨水貯留タンク	貯留容量が0.1m ³ (100ℓ)以上1m ³ (1,000ℓ)未満の雨水貯留タンク製品を設置したもの	本体費用の8/10を乗じた額 ・製品本体にかかる費用(消費税を含む) ・1,000円未満の端数は切り捨て	4万円
	中・大規模 雨水貯留タンク	貯留容量が1m ³ (1,000ℓ)以上で、雨水利用の配管、ポンプその他の設備が備わった雨水貯留タンクを整備するもの	次のア・イにより算定した助成額のいずれか少ない額 ア. 有効貯水容量1m ³ (1m ³ 未満の端数切り捨て)につき4万円を乗じた額 イ. 工事に要した費用(1,000円未満の端数は切り捨て)	100万円	
2	浄化槽の雨水貯留浸透施設改造助成金	公共下水道への接続により、不要になった浄化槽を雨水貯留タンクに転用するもの	改造工事に要した費用の2/3を乗じた額(1,000円未満の端数は切り捨て)	12万円	
3	雨水浸透施設設置費助成金	屋根に降った雨水を雨水浸透ますや雨水浸透トレンチにより地下に浸透させるもの	工事に要した費用の2/3を乗じた額(1,000円未満の端数は切り捨て) ただし、下の基準額で策定した額を限度とする。 浸透ますの基準額 1基当たり 内径150mm以下 5,000円 150mm超え200mm以下 7,000円 200mm超え250mm以下 10,000円 250mm超え300mm以下 11,000円 300mm超え350mm以下 18,000円 350mm超え400mm以下 21,000円 400mm超えるもの 40,000円 浸透トレンチ(浸透管)の基準額 (1m未満の端数は切り捨て) 1m当たり 内径75mm以下 4,000円 75mm超え100mm以下 5,000円 100mm超え150mm以下 6,000円 150mm超え200mm以下 9,000円 200mm超えるもの 11,000円	雨水浸透ますは4基まで(節水・循環型水利用計画書を提出する施設は基数制限なし)	

雨水貯留施設設置事例

資料2

1. 雨水利用促進助成金

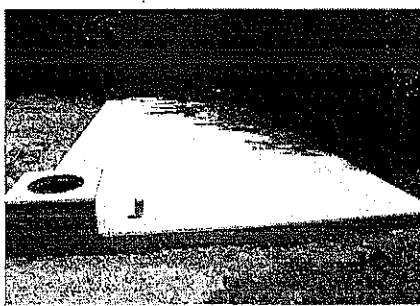
(1) 小規模雨水貯留タンク



(2) 中・大規模雨水貯留タンク

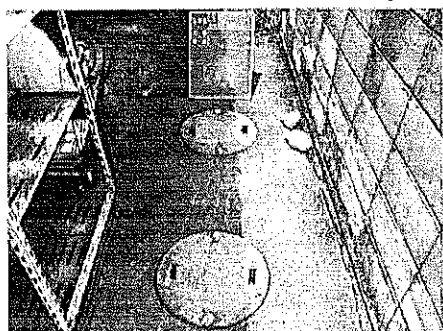


捨コンクリート打設状況

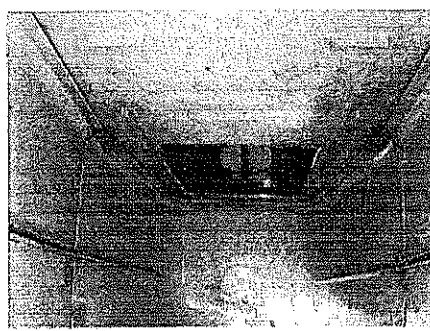


躯体完成

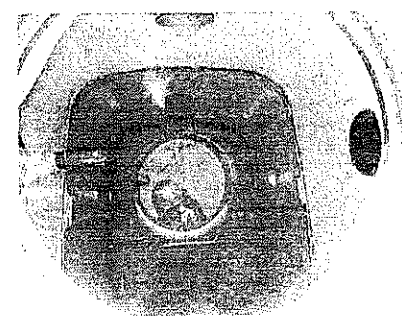
2. 浄化槽の雨水貯留浸透施設改造助成金



着工前



くみ取り、清掃、機器撤去完了



水張り完了



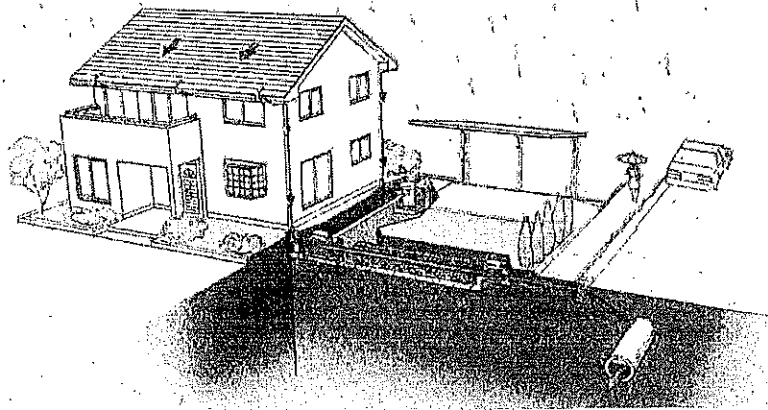
配管ポンプ設置完了



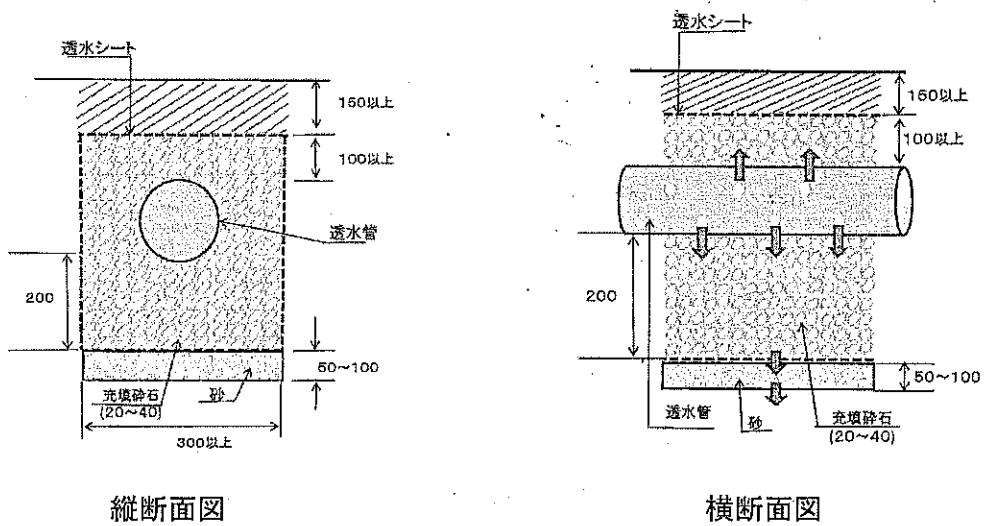
水栓設置完了

3. 雨水浸透施設設置費助成金

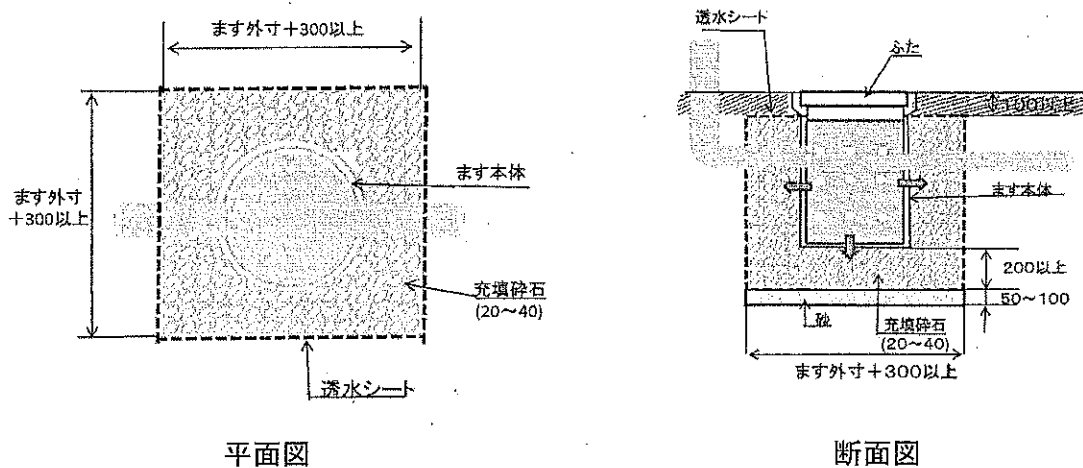
イメージ図



雨水浸透トレンチ(管)の標準構造図



雨水浸透ますの標準構造図



資料3

雨水利用助成実績

1 雨水利用促進助成制度

H29. 3. 31 現在

区分	年度												合計									
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
小規模施設 (1トン未満)	件数(件)	50	34	84	58	28	21	15	5	23	12	32	28	97	144	99	99	64	38	47	40	1018
	貯水容量(m ³)	22.1	13.2	43.6	27.6	17.9	8.0	7.1	1.4	10.2	3.5	8.0	6.7	23.2	27.7	21.0	17.4	7.9	8.7	7.6	302.4	
	申請総額(円)	1,919,000	1,173,000	2,899,000	2,935,000	1,519,000	913,000	611,000	175,000	995,000	344,000	851,000	788,000	4,573,000	9,840,000	5,476,000	6,481,000	3,090,000	1,602,000	1,460,000	1,269,000	48,833,000
	国庫補助金(円)	0	0	879,000	778,500	391,500	396,500	289,000	75,500	296,500	78,500	321,500	292,000	1,595,500	3,278,000	1,401,000	2,161,000	857,500	493,500	465,000	381,000	14,431,000
中・大規模施設	件数(件)	6	16	22	16	12	4	7	1	2	8	6	4	1	1	3	4	1	0	2	1	117
	貯水容量(m ³)	44.0	233.0	299.0	218.9	84.0	19.0	229.1	15.0	4.0	290.0	33.3	84.2	29.3	2.3	195.0	108.7	1.4	0.0	5.6	2.6	1898.4
	申請総額(円)	1,560,000	5,520,000	9,600,000	7,155,000	3,160,000	760,000	4,080,000	600,000	160,000	2,440,000	1,266,000	2,320,000	980,000	80,000	3,000,000	80,000	40,000	0	200,000	80,000	43,081,000
	国庫補助金(円)	0	0	2,920,000	2,717,500	1,140,000	280,000	1,220,000	0	0	580,000	60,000	1,120,000	0	0	500,000	40,000	20,000	0	0	0	10,597,500
計	件数(件)	56	50	106	74	40	25	22	6	25	20	38	32	98	145	102	103	65	38	49	41	1135
	貯水容量(m ³)	66.1	246.2	342.6	246.5	101.9	27.0	236.2	16.4	14.2	293.5	41.3	90.9	52.5	30.0	216.0	128.3	18.8	7.9	14.3	10.2	2200.8
	申請総額(円)	3,479,000	6,683,000	12,459,000	10,090,000	4,679,000	1,673,000	4,681,000	775,000	1,155,000	2,784,000	2,117,000	3,108,000	5,553,000	9,920,000	8,476,000	6,561,000	3,090,000	1,602,000	1,660,000	1,349,000	91,914,000
	国庫補助金(円)	0	0	3,799,000	3,486,000	1,531,500	676,500	1,509,000	75,500	296,500	658,500	381,500	1,412,000	1,595,500	3,278,000	1,901,000	2,201,000	877,500	493,500	465,000	381,000	25,028,500

2 不要浄化槽の雨水貯留槽への転用助成制度

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計	
区分																						
件数(件)	13	24	18	22	25	42	22	39	34	36	36	57	81	74	67	46	46	40	16	12	750	
貯水容量(m ³)	19.5	36.0	27.0	33.0	37.5	63.0	33.0	58.5	51.0	54.0	54.0	85.5	121.5	111.0	100.5	69.0	60.0	24.0	18.0	1125.0		
申請総額(円)	1,245,000	2,382,000	1,752,000	2,183,000	2,362,000	4,198,000	2,147,000	3,828,000	3,291,000	3,579,000	3,554,000	5,882,000	8,092,000	7,300,000	6,673,000	4,600,000	4,000,000	1,920,000	1,426,000	74,814,000		
国庫補助金(円)	622,500	1,191,000	876,000	1,091,000	1,181,000	2,099,000	1,073,000	1,914,000	1,645,500	1,689,500	1,427,000	2,450,000	3,595,000	3,600,000	3,237,000	2,300,000	1,900,000	895,000	643,000	35,730,500		

3 雨水浸透助成制度

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計	
区分																						
浸透ます																						
浸透トレンチ																						
合計件数																						
申請総額(円)							314,000	40,000	0	0	0	0	0	308,000	0	0	36,000	0	133,000	0	831,000	
国庫補助金(円)							157,000	20,000	0	0	0	0	0	154,000	0	0	18,000	0	0	0	349,000	

雨水の利用の推進に関する法律 抜粋

(目的)

第一条 この法律は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とする。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地方公共団体による助成)

第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

2 国は、前項の助成を行う地方公共団体に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない。

資料5

○全体意見

問	・他市の状況等が分かれば示して下さい。
答	<p>中国四国地方の県庁所在市・中核市(12市)のうち、補助制度があるのは4市(松山市、岡山市、倉敷市、山口市)であった。</p> <p>松山市</p> <p>小規模雨水貯留タンク : 購入費と設置費の合計額の2/3、200Lごとに限度額を設定 中規模雨水貯留施設(5㎡未満) : 工事費の2/3、限度額はポンプの有無で金額が異なる 大規模雨水貯留施設(5㎡以上) : 有効貯留容量1㎡当り5万円または工事費の2/3で限度額300万円 不要浄化槽の転用 : 工事費の2/3で限度額20万円</p> <p>岡山市</p> <p>小規模雨水貯留タンク : 購入費の2/3、限度額3万円 不要浄化槽の転用 : 工事費の2/3で限度額10万円</p> <p>倉敷市</p> <p>小規模雨水貯留タンク : 購入費の2/3、限度額10万円 不要浄化槽の転用 : 工事費の2/3で限度額10万円</p> <p>山口市</p> <p>小規模雨水貯留タンク(0.3㎡以下) : 購入費の3/4、限度額5万円 小規模雨水貯留タンク(0.3㎡以上) : 購入費の3/4、限度額10万円 中大規模雨水貯留施設(1㎡以上) : 有効貯留容量1㎡当り10万円または工事費の3/4で限度額50万円 不要浄化槽の転用(下水供用開始から3年未満) : 工事費の3/4で限度額10万円 不要浄化槽の転用(上記以外) : 工事費の3/4で限度額7.5万円 雨水浸透ます(新設住宅に設置) : 資材費の3/4で1基当り1.5万円、5基まで 雨水浸透ます(既設住宅に設置) : 工事費の3/4で1基当り2.5万円、5基まで</p>

○個別意見

問	・各施設(貯留タンク含む)は、どのような地域に必要で、どの程度普及しているのか示してほしい。
答	<p>下水道の負担を軽減するためには合流式下水道の区域に、水路等の負担を軽減するためには住宅が密集する地域に必要である。また、河川の負担を軽減するには高松市全域に必要である。</p> <p>なお、平成14年度～28年度に小規模雨水タンクを設置した方764件のうち、合流式下水道区域内で9%、分流式下水道区域内で55%、下水道区域外で36%普及している。</p> <p>合流式下水道: 汚水と雨水を同一の管渠にて下水処理場へ送るもの 分流式下水道: 汚水と雨水を別々の管渠へ流し、汚水は下水処理場、雨水は川や海に直接放流するもの (本市の面積の2.3%が合流式下水道区域、14.7%が分流式下水道区域)</p>

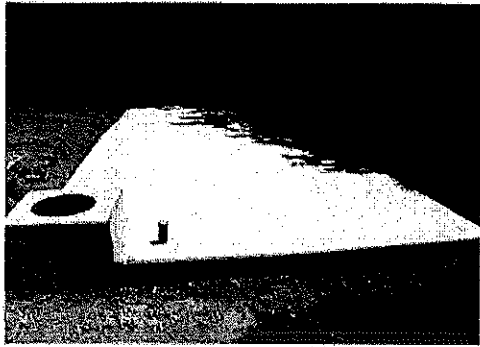
問	・事業の目標を示してほしい。
答	<p>数値目標としましては平成19年度から28年度までの10年間における助成実績の年平均値が119件ですので、年度ごとの目標値を110件とし、そのペースですと38年度末には合計3,000件、48年度末には4,100件を目標に考えています。また、事業の最終目標値を示すことは設置者にも様々な課題があることから困難ではありますが、年々雨水貯留タンク等の設置基数の増加を図っていくことが目標である。</p>

問	・各施設(貯留タンク含む)の設置効果を説明してほしい。
答	<p>高松市の年平均降水量 : 1,082mm 高松市の面積 : 375.44km² 総貯留量 : 3,325.8m³</p> <p>1か月に1回タンク内の雨水を使いきると仮定すれば $(3,325.8\text{m}^3 \times 12\text{回/年}) \div (1,082\text{mm} \times 375.44\text{km}^2 \times 1,000)$ $= 0.0001 = 0.01\%$ これより、本市で降った雨の0.01%が貯留されていることとなる。</p>

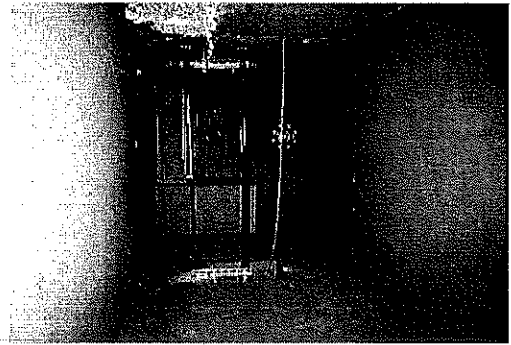
問 ・ 中 ・ 大規模雨水貯留タンクはどのような場所・施設に設置するものか。

土地の空きスペースに貯水槽を設置する場合や、建物の地下部分の一部を貯水槽として建築する場合が多いが、それ以外にも、いろいろな設置事例がある。

①ある会社の庭に雨水貯水槽を整備したもの



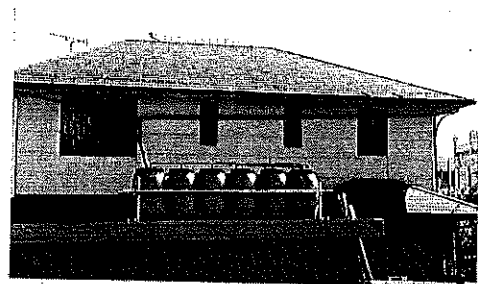
②ある会社の地下部分に雨水貯水槽を整備したもの



③あるビニールハウスにおいて、農作物の水やりのため雨水貯留タンクを設置し



④ある住宅において、屋根の部分に雨水貯留タンクを設置したもの



答

⑤ある企業が以前、何らかのタンクとして使用していたものを雨水貯留タンクとして再利用したもの

